

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6 月30日

【会社名】 新日本建設株式会社

【英訳名】 SHINNIHON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高見 克司

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目 4 番 3

【電話番号】 043(213)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 高橋 苗樹

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目 4 番 3

【電話番号】 043(213)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 高橋 苗樹

【縦覧に供する場所】 新日本建設株式会社 東京支店  
(東京都中央区日本橋堀留町一丁目 4 番 8 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2023年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

### (2) 決議事項の内容

会社提案（第1号議案及び第2号議案）

第1号議案 剰余金の処分の件

#### 1．期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額994,328,589円

##### (2) 効力発生日

2023年6月30日

#### 2．その他の剰余金の処分にに関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

金網一男、高見克司、鈴木政幸、三上順一、高橋苗樹、金網康人、高橋真司、鈴木達也及び大嶋幸児の9氏を取締役に選任するものであります。

株主提案（第3号議案及び第4号議案）

第3号議案 剰余金の処分の件

会社法第453条及び第454条の規定に基づき、第59期の期末剰余金の株主に対する配当として、会社提案の剰余金の処分に追加して、普通株式1株当たり金100円を配当する。剰余金の配当が効力を生じる日を、令和5年6月30日とする。

第4号議案 自己株式の取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から150日以内に、当社普通株式を株式総数2,500,000株、取得価額の総額2,500百万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

会社提案（第1号議案及び第2号議案）

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	480,607	41,077		(注) 1	可決 91.36
第2号議案 取締役9名選任の件					
金網 一男	421,076	100,608		(注) 2	可決 80.04
高見 克司	447,687	73,997			可決 85.10
鈴木 政幸	495,051	26,632			可決 94.10
三上 順一	510,337	11,347			可決 97.01
高橋 苗樹	510,338	11,346			可決 97.01
金網 康人	510,333	11,351			可決 97.01
高橋 真司	503,390	18,294			可決 95.69
鈴木 達也	510,367	11,317			可決 97.01
大嶋 幸児	510,380	11,304			可決 97.02

株主提案（第3号議案及び第4号議案）

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第3号議案 剰余金処分の件	118,728	402,936		(注) 1	否決 76.59
第4号議案 自己株式の取得の件	114,839	406,507	338	(注) 1	否決 77.27

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。